

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第5期第3四半期)

自 2020年7月1日

至 2020年9月30日

株式会社スタメン

## 表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	1
第2 事業の状況	2
1 事業等のリスク	2
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	2
3 経営上の重要な契約等	3
第3 提出会社の状況	4
1 株式等の状況	4
(1) 株式の総数等	4
(2) 新株予約権等の状況	4
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	6
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	6
(5) 大株主の状況	6
(6) 議決権の状況	7
2 役員の状況	7
第4 経理の状況	8
1 四半期財務諸表	9
(1) 四半期貸借対照表	9
(2) 四半期損益計算書	10
第3 四半期累計期間	10
2 その他	12
第二部 提出会社の保証会社等の情報	13

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年11月11日
【四半期会計期間】	第5期第3四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日）
【会社名】	株式会社スタメン
【英訳名】	Stamen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 加藤 厚史
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
【電話番号】	052-462-1428 （代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 大西 泰平
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区井深町1番1号
【電話番号】	052-462-1428 （代表）
【事務連絡者氏名】	取締役コーポレート本部長 大西 泰平

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第5期 第3四半期累計期間	第4期
会計期間		自 2020年1月1日 至 2020年9月30日	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日
売上高	(千円)	444,034	396,451
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	8,610	△36,664
四半期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	6,475	△36,855
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—
資本金	(千円)	202,500	202,500
発行済株式総数			
普通株式	(株)	7,425,000	6,225
A種優先株式		—	1,200
純資産額	(千円)	78,157	71,682
総資産額	(千円)	612,319	354,557
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	(円)	0.87	△4.96
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—
自己資本比率	(%)	12.8	20.2

回次		第5期 第3四半期会計期間
会計期間		自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純損失(△)	(円)	△0.68

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第4期第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第4期第3四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 2020年9月30日開催の臨時株主総会決議により、2020年9月30日付で定款の変更を行い、A種優先株式を廃止しております。
7. 当社は、2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、第4期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純損失、1株当たり四半期純利益及び1株当たり四半期純損失を算定しております。
8. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。

#### 2【事業の内容】

当第3四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第3四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### （1）財政状態の状況

##### （資産）

当第3四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末に比べ257,761千円増加し、612,319千円となりました。これは主に、流動資産のその他（主に前払金）が5,175千円、有形固定資産が3,984千円減少したものの、現金及び預金が266,867千円、売掛金が3,119千円増加したことによるものであります。

##### （負債）

当第3四半期会計期間末における負債は、前事業年度末に比べ251,286千円増加し、534,161千円となりました。これは主に、長期借入金が123,088千円、流動負債のその他（主に1年以内返済長期借入金）が59,860千円、前受金が38,516千円、短期借入金が30,000千円増加したことによるものであります。

##### （純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産は、前事業年度末に比べ6,475千円増加し、78,157千円となりました。これは四半期純利益6,475千円の計上によるものであります。

#### （2）経営成績の状況

当第3四半期累計期間における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大が引き続き景気に影響を及ぼしており、先行き不透明な状況が続いておりますが、足元では経済活動再開の動きも見られております。

当社がエンゲージメント経営プラットフォーム事業を展開するHR Tech市場については、従来からの「働き方改革」の推進に加えて、ニューノーマル（新常态）におけるテレワーク・在宅勤務への関心の高まりや、政府による電子化促進などを背景に、引き続き高い注目を集めております。

このような環境において、当社はエンゲージメント経営プラットフォーム事業として「TUNAG」の拡販を進めてまいりました。コロナ禍による企業活動の停滞や新規投資マインドの減退の影響が残るものの、Webマーケティングの強化やWeb商談の活用により、潜在的な需要へのアプローチを続けてきた結果、当第3四半期累計期間の経営成績は、売上高444,034千円、営業利益11,416千円、経常利益8,610千円、四半期純利益6,475千円となりました。

なお、当社の事業セグメントはエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントですので、セグメント別の記載は省略しております。

#### （3）会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

#### （4）経営方針・経営戦略等

当第3四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

#### （5）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

#### （6）研究開発活動

該当事項はありません。

#### （7）従業員数

当第3四半期累計期間において、当社の従業員数は11名増加して、58名となりました。これは事業拡大のため積極的な中途採用及び新卒採用を行ったことによるものです。

なお、従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	28,000,000
計	28,000,000

(注) 1. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行い、併せて2020年9月30日の臨時株主総会で定款を変更し、A種優先株式にかかる定めを廃止し、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させております。これにより発行可能株式総数は同臨時株主総会開催日である2020年9月30日付で普通株式28,000,000株となっております。

###### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2020年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	7,425,000	7,425,000	非上場	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	7,425,000	7,425,000	—	—

(注) 1. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。  
2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っております。  
3. 2020年9月30日開催の臨時株主総会の決議により、同日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### ①【ストックオプション制度の内容】

###### 第7回新株予約権

決議年月日	2020年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員33
新株予約権の数(個)	49
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	200(注)1、5
新株予約権の行使期間	2022年7月14日から2030年7月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 200 資本組入額 100(注)5
新株予約権の行使の条件	(注)2、3
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡による取得については取締役会の承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

※ 提出日の前月末現在(2020年10月31日)における内容を記載しております。

(注) 1. 株式の分割、併合または無償割当により株式を発行する場合、行使価額を次に定める算式により調整するものとし、調整後の行使価額は、会社法に規定された効力発生日以降これを適用する。

調整後行使価額=調整前行使価額×1/分割・併合・無償割当の比率

① 上記算式の計算については円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。

- ② 行使価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日、その他の必要事項を通知しなければならない。
- 上記のほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権者に対して、あらかじめその旨ならびにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他必要な事項を通知したうえ、行使価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式移転、会社分割、もしくは資本の減少のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② 前号のほか、当社の発行済株式数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって行使価額の調整を必要とするとき。
2. 新株予約権の行使条件は以下のとおり。
- ① 各新株予約権の行使は、1個を行使単位とし、一部行使はできないものとする。
- ② 本新株予約権は、当社の株式が東京証券取引所またはその他の株式市場（国内外を問わず）に上場された後6ヶ月の期間が経過した場合に限り行使できるものとする。
- ③ 「3. 新株予約権の取得条項」に定める取得事由が発生した場合は、行使することができない。但し、取締役会で特に認めた場合は行使することができる。
3. 新株予約権の取得条項
- 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- a. 新株予約権者に、法令または会社の内部規律に違反する行為があった場合。
- b. 新株予約権者が、当社またはその子会社の取締役、監査役、執行役員または使用人の何れでもなくなった場合。
- c. 新株予約権者が権利行使期間満了前に死亡した場合。
- d. 新株予約権者が、新株予約権の放棄を書面により申し出た場合。
- e. 会社が合併により消滅会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- f. 会社が株式交換または株式移転により完全子会社となることにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
- g. 会社が分割会社となる吸収分割または新設分割を行うことにつき、法令上又は定款上必要な承認決議が行われた場合。
4. 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という）をする場合には、組織再編行為の効力発生の時点において行使されておらずかつ当社により取得されていない新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という）の新株予約権を以下の条件に基づき交付するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- a. 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- b. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- c. 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数
- d. 交付する新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
（注）1に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権1個当たりの目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる価額とする。
- e. 交付される新株予約権の行使期間  
本新株予約権の行使期間の開始日と会社法第236条第1項第8号イからホの行為の効力発生日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- f. 交付する新株予約権の行使の条件  
（注）2に準じて決定する。
- g. 交付する新株予約権の取得  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- h. 譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには再編対象会社の取締役会の承認を得なければならない。
- i. 当該新株予約権の割当に関する事項  
本新株予約権者の有する新株予約権の個数に応じて割り当てるものとする。

5. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株を1,000株とする株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2020年8月11日 (注) 1	普通株式 1,200 A種優先株式 △1,200	普通株式 7,425	—	202,500	—	142,500
2020年9月30日 (注) 2	普通株式 7,417,575	普通株式 7,425,000	—	202,500	—	142,500

(注) 1. 2020年8月11日開催の取締役会決議により、A種優先株式を2020年8月11日付で取得し、引換えにA種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、会社法第178条に基づき2020年8月11日開催の取締役会決議により、当該A種優先株式の全てを消却しております。

2. 2020年9月14日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で当社普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行ったものであります。

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 7,425,000	74,250	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	7,425,000	—	—
総株主の議決権	—	74,250	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第3四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	292,862	559,730
売掛金	7,641	10,760
その他	20,202	15,026
流動資産合計	320,706	585,518
固定資産		
有形固定資産	9,385	5,400
無形固定資産	2,036	1,303
投資その他の資産	22,428	20,096
固定資産合計	33,850	26,800
資産合計	354,557	612,319
負債の部		
流動負債		
短期借入金	—	30,000
未払法人税等	3,739	3,564
前受金	168,266	206,783
その他	66,573	126,433
流動負債合計	238,579	366,781
固定負債		
長期借入金	40,000	163,088
資産除去債務	4,295	4,291
固定負債合計	44,295	167,379
負債合計	282,875	534,161
純資産の部		
株主資本		
資本金	202,500	202,500
資本剰余金	142,500	142,500
利益剰余金	△273,317	△266,842
株主資本合計	71,682	78,157
純資産合計	71,682	78,157
負債純資産合計	354,557	612,319

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

当第3四半期累計期間	
(自 2020年1月1日	
至 2020年9月30日)	
売上高	444,034
売上原価	83,720
売上総利益	360,314
販売費及び一般管理費	348,897
営業利益	11,416
営業外収益	
受取利息	3
助成金収入	124
受取手数料	31
営業外収益合計	158
営業外費用	
支払利息	684
上場関連費用	2,280
営業外費用合計	2,964
経常利益	8,610
税引前四半期純利益	8,610
法人税等	2,134
四半期純利益	6,475

**【注記事項】**

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第3四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

なお、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、法定実効税率を用いて計算しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染拡大の影響は、一定期間続くものとして、会計上の見積り及び仮定の設定を検討しておりますが、現時点において重要な影響を与えるものではないと判断しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大による影響は不確定要素が多く、今後の状況の変化によっては、翌事業年度以降の財務諸表において重要な影響を及ぼす可能性があります。

なお、当第3四半期累計期間において、当該仮定に重要な変更は行っておりません。

(四半期貸借対照表関係)

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これら当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年9月30日)
当座貸越極度額の総額	—	160,000千円
借入実行残高	—	30,000千円
差引額	—	130,000千円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自2020年1月1日 至2020年9月30日)
減価償却費	6,231千円

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

当第3四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年9月30日）

当社はエンゲージメント経営プラットフォーム事業の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期累計期間 (自 2020年1月1日 至 2020年9月30日)
1 株当たり四半期純利益	0円87銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益 (千円)	6,475
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る四半期純利益 (千円)	6,475
普通株式の期中平均株式数 (株)	7,425,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	2020年7月13日開催の取締役会決議による第7回新株予約権新株予約権の数 50個 (普通株式 50,000株)

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2020年9月30日付で普通株式1株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益を算定しております。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月5日

株式会社スタメン  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

奥谷浩之 

指定有限責任社員 公認会計士  
業務執行社員

大橋敦司 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社スタメンの2020年1月1日から2020年12月31日までの第5期事業年度の第3四半期会計期間（2020年7月1日から2020年9月30日まで）及び第3四半期累計期間（2020年1月1日から2020年9月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社スタメンの2020年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上